

シルバー人材センターの配分金は雑所得となります

シルバー人材センターの配分金や内職収入は、所得税法上「雑所得」として取り扱われるため、他の所得と合わせて確定申告又は市民税・県民税申告が必要となる場合があります。

税務署で所得税の確定申告が必要な場合

1. 公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円を超える方
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円を超える方

雑所得の金額は、原則として収入を得るために支出した金額(交通費や材料費等)が必要経費となりますが、この金額が 65 万円未満の場合、租税特別措置法第 27 条(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)の適用により 65 万円を上限として経費を差し引くことができます。

(注意)令和 7(2025)年度以前は上記特例金額が 55 万円となります。

ただし、この控除が適用できない場合がありますので、下記計算例をご確認ください。

確定申告は不要で市・県民税申告が必要な場合

所得税の確定申告とは異なり公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であっても、原則、市・県民税の申告は必要です。(所得額が 0 円の場合は不要です)

計 算 例

(1)配分金収入のみの場合(給与や事業・他の雑所得「公的年金を除く」がない場合)

- 配分金入が 80 万円(実際の経費が 2 万円)のとき
実際の経費 2 万円 < 特例による経費 65 万円のため、雑所得は $80 \text{ 万円} - 65 \text{ 万円} = 15 \text{ 万円}$ となります。
- (注意)配分金又は内職収入が 65 万円未満の場合は、特例による経費は収入額が限度となります。

(2)配分金又は内職収入のほかに給与収入がある場合

- 給与収入 40 万円で、配分金又は内職収入が 60 万円(実際の経費が 3 万円)のとき
特例による経費は $65 \text{万円} - 40 \text{万円} = 25 \text{万円}$
実際の経費 3 万円 < 特例による経費 25 万円のため、雑所得は $60 \text{万円} - 25 \text{万円} = 35 \text{万円}$ となります。

(注意)給与収入が 65 万円以上の場合は、特例による経費は使えません。

(3)配分金又は内職収入のほかに事業収入(営業や農業など)がある場合

- 農業収入 60 万円(農業経費 40 万円)で、配分金又は内職収入が 50 万円(実際の経費が 3 万円)のとき
特例による経費は $65 \text{万円} - 40 \text{万円} = 25 \text{万円}$
実際の経費 3 万円 < 特例による経費 25 万円のため、雑所得は $50 \text{万円} - 25 \text{万円} = 25 \text{万円}$ となります。

(注意)事業収入の経費が 65 万円以上の場合は特例による経費は使えないため、実際の経費を使って雑所得を計算します。

(4)配分金又は内職収入のほかに生命保険契約に基づく個人年金収入がある場合

(公的年金を除く)

- 個人年金収入 100 万円(経費 70 万円)で、配分金又は内職収入が 40 万円(実際の経費が 3 万円)のとき
個人年金に係る経費(70 万円)が 65 万円を超えるため、特例は適用されません。
- 雑所得は $(100 \text{万円} - 70 \text{万円}) + (40 \text{万円} - 3 \text{万円}) = 67 \text{万円}$ となります。

詳しくは奈良税務署へ、ご相談・ご確認下さい

電話 0742-26-1201